

## 令和2年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和2年5月28日瑞穂町教育委員会第5回定例会がスカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 小峰 芳行 君 ・ 教育指導課 統括指導主事 稲富 泰輝 君

・ 図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

- 日程第3 議案第24号 「令和2年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について
- 日程第4 議案第25号 瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第26号 令和2年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第6 報告事項1 臨時代理の報告について（令和元年度一般会計補正予算（第6号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、3番、中野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。報告については、別紙記載の通りです。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第24号、「令和2年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第24号については、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、田中 洋一、柳澤 一夫、濱野 裕美。住所、生年月日につきましては記載のとおりです。

任期は、令和2年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【令和元年度対象事業分】作成までです。以上、提案理由の説明とします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第24号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第24号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第25号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第25号については、瑞穂町図書館協議会委員に欠員が生じたため、瑞穂町町図書館協議会条例第2条により、下記の者を委員に委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、佐保田 かおり。住所・生年月日は記載のとおりです。任期は令和2年6月1日から令和3年6月30日までです。以上、提案理由の説明とします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 佐保田さんについて、もう少し詳しく教えてください。

図書館長 佐保田さんについては、図書館改修に伴うワークショップに参加していただいています。また、お子さんを連

れて図書館の利用をよくされている方です。広報みずほで公募したところ、応募していただきました。

鳥海教育長 当然ながら、志望動機等を記載したものを審査し、相応しいということで、委嘱の議案上程となっています。

鳥海教育長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第25号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第25号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第5、議案第26号、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第26号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、令和2年度一般会計補正予算（第3号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細をご説明します。まず、歳入ですが、ナンバー1、「新型コロナウイルス感染症に関する学校臨時休業対策費補助金」は、瑞穂町小・中学校において、3月3日から春休み開始までの間、学校休業により給食を停止した際に発生したキャンセルのきかない食材費について、保護者に替わり町が負担する際、国が補助をするもので、今回、町が負担する金額の4分の3相当額を歳入として予算化します。

裏面をご覧ください。歳出になります。ナンバー1は、ご説明した歳入に対する歳出となりますが、3月の学校休業に伴い発生したキャンセルのきかない食材費を保護者が負担せず町が負担する予算を計上するものです。ナンバー2、「使用料返還金」は、スカイホールの令和元年度に予約を受付けた申請について、新型コロナウイルス感染防止のため、使用をキャンセルした場合に、使用料の返還をするものです。12件のキャンセルがありま

したので、その方々に使用料を返還するものです。どちらも令和元年度の事業となります。以上で、説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 補足の説明をいたします。まず、学校給食の関係です。3月分の食材費についてのキャンセル料が発生していることがあります。これは、一部事務組合で給食事業を行っている瑞穂町、羽村市の給食費会計は私費会計になっていますが、今回の国の補助の体系としては、各学校の設置者に対して補助を行うとしています。そのため、町の歳入歳出予算に計上していることになっています。羽村市との按分を行い、羽村市でも同様の措置がされているところであります。

もう一つ社会教育課の関係ですが、ご承知のとおり、予約をしますと使用料の払込が発生します。その後、利用できない期間が発生しましたので、還付するものです。科目存置を行っていましたところに、還付金が確定したため、予算計上するものです。

鳥海教育長 これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 給食費に関して、3月分までとの説明でしたが、4月5月分についての取扱がわかりましたら教えていただきたい。

教育部長 令和2年度分について、4月5月分についてもキャンセル料が発生しています。合計で約169万円で、これを羽村市と瑞穂町で按分しますと、瑞穂町分は約60万円になります。こちらについては、9月議会の補正予算で計上する予定です。歳入については、今後、財政担当と協議を進めていきます。国庫補助になろうかと思いません。

鳥海教育長 歳出について、町・市は必ず行うスタンスです。歳入については、国からの補助が見込める話はきてはいますが、まだ確定はしていません。歳出と同じく9月に補正予算に計上する予定です。

鳥海教育長      ほかにないようですので、質疑を終結いたします。  
それでは、これより議案第26号に対する討論を行います。  
    (「討論なし」の声)  
討論なしと認めます。

鳥海教育長      それでは、お諮りいたします。議案第26号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。  
    (「異議なし」の声)  
ご異議なしと認め、議案第26号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長      日程第6、報告事項1、臨時代理の報告について(令和元年度一般会計補正予算(第6号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について)を議題とします。教育部長より、説明を求めます。

教育部長      報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

    令和元年度一般会計補正予算(第6号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。

    なお、本補正予算は令和2年3月31日専決処分されています。

    詳細について、ご説明します。高等学校等入学時奨学金ですが、補正前の額、240万円に対し、126万円を減額補正し、補正後の額を114万円とするものです。理由は、当初予算では奨学金の支給予定者数を40人で見込みましたが、実績が19人であったことから、不要となった21人分の奨学金を減額したものです。

    なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。以上で説明を終わります。

鳥海教育長      以上で説明は終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長     ないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長     以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和2年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時17分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員